

## 特別徴収実施に関するQ & A

- Q 1. なぜ中城村だけが全事業所を特別徴収義務者として指定するのですか。従業員には他市町村の者もいるため、中城村の従業員だけを特別徴収にする訳にはいきません。
- A 1. 特別徴収義務者の指定は地方税法第321条の4の規定に準じたものであり、正当な理由なく普通徴収にすることはできません。
- ※正当な理由とは、給与の支給が2ヶ月に1回のみ等、給与の支給期間が1ヶ月単位でない場合です。
- Q 2. 特別徴収制度は最近できた制度なのですか。今までは普通徴収だったのに、なぜ今から特別徴収義務者に指定するのですか。
- A 2. 特別徴収制度は最近できた制度ではありません。本来は以前から特別徴収義務者の指定をしなければならないところでしたが、今までは徹底できておりませんでした。本村では、法令遵守により、特別徴収義務のあるすべての事業所を特別徴収義務者に指定しております。今まで指定していなかったことが誤りであり、指定は法的に正しい措置となります。
- Q 3. 事業所が小規模で事務員もないので、特別徴収する余裕がありません。
- A 3. 特別徴収制度は、所得税の源泉徴収同様、法的に義務づけられている制度ですのでご理解ください。村民税・県民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収のように月額を計算する必要がなく、村が事前に通知いたします定額を給与から差し引きしていただくものです。また、源泉徴収と同様に納期の特例制度もございますので、役場税務課までお問い合わせください。
- Q 4. 従業員の村民税・県民税に滞納があるから特別徴収にするのですか。
- A 4. 特別徴収の指定は現年度の課税分であり、個人の滞納の有無は関係ありません。
- Q 5. 職種柄、従業員の就退職が激しいため、他市町村では普通徴収にしているため、同様をお願いします。
- A 5. 特別徴収義務者の指定は、地方税法第321条の4に準じたものであり、就退職が多いことを理由に普通徴収にすることはできません。

Q 6. 「特別徴収」、「普通徴収」は事業主が選択できるのではないのですか。

A 6. 法令では、普通徴収は、退職者及び複数の事業所から給与をもらっている方のみで、それ以外の従業員は「特別徴収」となります。したがって、希望ではなく条件による判断となります。

Q 7. 中城村の従業員は1人しかいない（または事業所全体の従業員が少ない）ので、特別徴収義務はないのではないのですか。

A 7. 特別徴収義務があるかないかの判断は、事業所の判断ではなく、市町村の判断となります。

Q 8. 役場判断で強引に特別徴収義務者に指定されても困ります。納入書が届いても対応できません。

A 8. 個人の未納は滞納ですが、特別徴収義務者の未納は、地方税法第324条第2項に規定する脱税に関する罪に該当します。納入期限を経過しても完納されない場合は、法令に基づき滞納処分を受けることとなります。

Q 9. 他の従業員は普通徴収なのに、中城村の従業員だけを特別扱いすることはできません。

A 9. 法令上、本来従業員全員を特別徴収すべきであるところ、それを行っていない御社の問題であって、特別扱いというのは論点が違います。中城村は法令に準拠した対応をお願いしています。

〔お問い合わせ先〕

中城村役場 税務課

TEL (098) 895-2133

FAX (098) 895-3048